

規制化学物質一覧

(2023年7月20日発行)

以下を規制化学物質とする。

禁止化学物質 No.1～10 については RoHS 指令による規制がある。ただし、No.6 については POPs 条約でも規制されており、閾値が異なるため、POPs 条約の閾値を優先する。

梱包材については米国包装材重金属規制および 94/62/EC (EU 包装・包装廃棄物指令) による規制があり、No.1～4 梱包材に関して他の部材と閾値が異なり「No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下」となる。

1-1 禁止化学物質

国内外の法規制および当社の自主規制により、製品、包装材への含有および製造工程で使用が禁止、あるいは上限が定められている化学物質。

| No. | 対象物質 (規制化学物質) | 対象 | 規制値、閾値、摘要 |
|-----|---------------------------|----------------------------------|---|
| 1 | カドミウムおよびその化合物 | 梱包材 | No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下 |
| | | 電池 | 10ppm 未満 |
| | | 表面処理、着色剤 プラスチック安定剤 | 75ppm 以下 |
| | | 上記以外 | 100ppm 以下 (注1) |
| 2 | 六価クロム化合物 | 梱包材 | No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下 |
| | | 上記以外 | 1000ppm 以下 (注1) |
| 3 | 鉛およびその化合物 | 梱包材 | No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下 |
| | | 電池 | 40ppm 未満 |
| | | プラスチック樹脂(ゴム・フィルム含む)、塗料、インキ、顔料、染料 | 300ppm 未満 |
| | | 上記以外 | 1000ppm 以下 (注1) |
| 4 | 水銀およびその化合物 | 梱包材 | No.1～4 の合計含有率 100ppm 以下 |
| | | 電池 | 1ppm 未満 |
| | | 上記以外 | 1000ppm 以下 (注1) |
| 5 | ポリ臭化ジフェニル類 (PBB) | 全て | 1000ppm 以下 (注1) |
| 6 | ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE) | 全て | 1000ppm 以下 (注1) ただし、テトラプロモジフェニルエーテル (4 臭素化体)、ペンタプロモジフェニルエーテル (5 臭素化体)、ヘキサプロモジフェニルエーテル (6 臭素化体)、ヘプタプロモジフェニルエーテル (7 臭素化体) の合計値は 500ppm 以下のこと なお、デカプロモジフェニルエーテルについては含有量に関係なく意図的使用禁止 (No. 31) |
| 7 | フタル酸ジブチル (DBP) | 梱包材を除く全て(梱包材については No.37 にて別途記載) | 1000ppm 以下 (注1) |
| 8 | フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) | 梱包材を除く全て(梱包材については No.37 にて別途記載) | 1000ppm 以下 (注1) |
| 9 | フタル酸ブチルベンジル (BBP) | 梱包材を除く全て(梱包材については No.37 にて別途記載) | 1000ppm 以下 (注1) |

1-1 禁止化学物質 (続き)

| No. | 対象物質 (規制化学物質) | 対象 | 規制値、閾値、摘要 |
|-----|---|---------------------------------|--|
| 10 | フタル酸ジイソブチル (DIBP) | 梱包材を除く全て(梱包材については No.37 にて別途記載) | 1000ppm 以下 (注 1) |
| 11 | 有機スズ化合物 | 全て | スズ換算重量比で 1000ppm 以下 |
| 12 | ポリ塩化ビフェニル類 (PCB) | 全て | 50ppm 未満 |
| 13 | ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類) | 全て | 50ppm 未満 |
| 14 | ポリ塩化ナフタレン (塩素数 1 以上) | 全て | 意図的含有禁止 |
| 15 | 短鎖型塩化パラフィン (炭素鎖長 10~14 が対象) | 全て | 意図的含有禁止 |
| 16 | アスベスト(石綿)類 | 全て | 意図的含有禁止 かつ 1000ppm 以下 |
| 17 | オゾン層破壊物質 | 全て | 意図的含有禁止 |
| 18 | パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩 (PFOS/PFOS 類) | 全て | 意図的含有禁止 かつ 1000ppm 以下 |
| | | 表面処理、めっき、繊維素材 | 1 μ g/ m^2 以下 |
| 19 | パーフルオロオクタン酸およびその塩 (PFOA/ PFOA 類) | 全て | 意図的含有禁止 かつ 25ppb 以下 1 つまたは複数の PFOA 関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が 1000ppb 未満 |
| | | 表面処理、めっき、繊維素材 | 1 μ g/ m^2 以下 |
| | | 化学品 | 10ppm |
| 20 | 2- (2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール | 全て | 意図的含有禁止 |
| 21 | ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル) | 全て | 0.1ppm 以下 |
| 22 | ヘキサブロモシクロデカン (HBCD 又は HBCDD) およびすべての主要ジアステレオ異性体 | 全て | 意図的含有禁止かつ 100ppm 未満 |
| 23 | 放射性物質 | 全て | 意図的含有 |
| 24 | アゾ化合物 (特定アミン含む) | 全て | 製品重量の 30ppm 以下 |
| 25 | ホルムアルデヒド | 繊維 | 75ppm 以下 |
| | | 繊維版、合板等の木工製品 | 0.1ppm 以下 (注 2) |
| 26 | N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2,4,4- トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST) | ゴム (タイヤを除く) への含有剤を除く全て | 意図的含有禁止 |
| 27 | 塩化コバルト | シリカゲル、乾燥剤 | 意図的含有禁止 かつ 1000ppm 以下 |
| 28 | リン酸トリス(TCEP、TCPP、TDCPP) | 全て | 意図的含有禁止 かつ 1000ppm 以下 |
| 29 | トリ(1- アジリジニル)ホスフィンオキシド | 織物および繊維製品 | 意図的含有禁止 |
| 30 | ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および PFHxS 関連物質 | 全て | 意図的含有禁止 |
| 31 | デカブロモジフェニルエーテル (decaBDE) | 全て | 意図的含有禁止 |
| 32 | リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP (3:1)) | 全て | 意図的含有禁止 |
| 33 | 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP) | 全て | 0.3wt% 以下 |
| 34 | ペンタクロロチオフェノール (PCTP) | 全て | 1wt% 以下 |

1-1 禁止化学物質（続き）

| No. | 対象物質（規制化学物質） | 対象 | 規制値、閾値、摘要 |
|-----|---|--|--|
| 35 | ヘキサクロロブタジエン（HCBD） | 全て（塩素系溶剤の製造における副産物としてのHCBDの意図しない生成は除く全て） | 意図的含有禁止 |
| 36 | ジイソシアネート類 | 全て | 0.1wt%以下 |
| 37 | フタル酸エステル類 | 梱包材 | 意図的含有禁止 かつ 0.01wt%以下 |
| 38 | パーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）（No.18、No.19、No.30を除く） | 梱包材 | 意図的含有禁止 |
| 39 | C9-C14 PFCAとその塩およびC9-C14 PFCA 関連物質 | 全て | 意図的含有禁止 かつ C9-C14 PFCAとその塩：25ppb 未満 C9-C14 PFCA 関連物質：260ppb 未満 |
| 40 | ポリ塩化ビニル | 梱包材 | 意図的含有禁止 |
| 41 | ポリ塩化ビニリデン | 梱包材 | 意図的含有禁止 |
| 42 | ヒ素化合物 | 梱包材 | 意図的含有禁止 |
| 43 | 1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素（MOAH） | 梱包材、包装材のインク | 1ppm |
| 44 | 16～35個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素（MOSH） | 梱包材、包装材のインク | 1000ppm |

注1) RoHS 指令に規定される適用除外項目に該当する含有は許される。ただし適用除外理由および使用部位、含有量を開示すること。

注2) チャンバー法にて分析した場合、0.1ppm 以下であること

1-2 使用制限化学物質

閾値以上または意図的な含有がある場合はその含有量を報告するとともに、本物質の使用削減や代替を図ること。

| No. | 対象物質（規制化学物質） | 対象 | 規制値、閾値、摘要 |
|-----|--------------|-------------|--|
| 1 | ポリ塩化ビニル | 梱包材以外 | 原則使用禁止とする。ただし、代替不可のためやむをえず含有する場合は含有量を開示する事。 |
| 2 | 塩素系有機洗浄剤 | 工程内の使用を含む全て | 納入品への残留の有無にかかわらず、工程内で使用する場合は報告すること。可能な限り、代替化、削減に努めること。 |

1-3 監視化学物質

製品への含有量を把握し開示が求められる化学物質。

対象は禁止化学物質、使用制限化学物質をのぞく chemSHERPA の管理対象物質とする。

2 用語説明

| 用語 | 説明 |
|-------|---|
| 均質材料 | 機械的にそれ以上分離できない素材をいう。 プラスチック、金属合金、ガラス、めっき、コーティング、ガラス繊維充填樹脂など。 塗装、印刷、めっきなどの単層材料、複層の場合にはそれぞれ単層ごとの状態。 |
| 閾値 | 均質材料中に含まれる規制化学物質の最大許容質量含有率（wt%）をいう。 質量含有率は均質材料の質量を分母とする。 |
| 意図的含有 | 規制対象化学物質を部品、原材料に対して性能向上、物性変更などを目的として使用することを言う。 |